

第1 相談・判定について

1 総合相談所の設置目的

総合相談所は、北海道立心身障害者総合相談所条例（昭和62年条例第15号）第1条の規定に示されるように、「心身障害者に関する相談、判定等を総合的に行うことにより心身障害者の福祉の増進を図ること」を目的としており、また同時に身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所並びに知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に基づく知的障害者更生相談所として位置付けられています。

総合相談所は、障がいのある方の援護の実施者である市町村(以下「市町村」という。)が支を決定する上で必要な証明行為である判定業務とともに、障がいのある方やその家族等からの多様な相談に応じ、医学的・心理学的・職能的な見地から総合的に検査判定を行っています。

また、北海道中央児童相談所と北海道立特別支援教育センターが併設されており、児童に関する相談についても医療・教育・療育などの相談が一貫して受けられるよう連携を図っています。

2 総合相談所で行う相談・判定

(1) 身体障害者に関する判定

- ア 補装具費支給の要否判定
- イ 自立支援医療（更生医療）の要否判定

(2) 知的障害者に関する判定

- ア 療育手帳（新規交付・程度確認）の判定
- イ 知的障害者福祉法第16条の規定に基づき市町村が行う職親委託措置等に係る判定

(3) 障害者総合支援法に関連する判定

- ア 介護給付費等の支給要否決定に係る意見（障害者総合支援法第22条第1項）のための判定
- イ 地域相談支援給付費等の給付要否決定に係る意見（障害者総合支援法第51条の7の第2項）のための判定

(4) 専門的相談

判定に直接結びつかない相談であって、障がいのある人、家族、市町村、施設等からの障がい者に関する相談に対し、当所の医師、看護師、作業療法士、理学療法士、視能訓練士、言語聴覚士などの専門職員が面談し検査や助言などを行います。

〈専門的相談の参考事例〉

- (ア) 補装具相談、座位保持相談：肢体不自由の状態や生活スタイルにあった車いす等が欲しい等の相談。
- (イ) 低視力者（ロービジョン）相談：物が見えづらくて困っている。低視力者、途中視覚障がい者の状態に応じた眼鏡・拡大鏡の選び方や購入の仕方が知りたい等の相談。
- (ウ) 聴覚に関する相談：耳が聞こえづらくて困っている。現在使っている補聴器が合わなくて困っている等の相談。
- (エ) 言語に関する相談：言葉が出づらい、発音がはっきりしない等周囲とのコミュニケーションで困っている等の相談。

3 相談・判定の方法

相談・判定は、直接判定（来所相談と巡回相談）と書面による文書判定に分けられます。
巡回相談は、総合相談所の職員が道内各地を定期的に巡回して、相談・判定に応じます。
文書判定では、判定依頼調査書や意見書等の書類により判定します。

4 問い合わせ先一覧表

各課に設置されている直通電話をご利用ください。代表番号（011-613-5401）は相談判定課直通となります。

問い合わせ内容		問い合わせ先	電話番号
身体障害者関係	補装具	判定依頼関係	相談判定課相談係 613-5401
		個別相談（照会）	医務課療法係
	自立支援医療（更生医療） 判定に関することのみ	医務課看護係	613-5445
	身体障害者手帳関係	医務課認定係	613-5455
知的障害者関係	療育手帳判定依頼関係	相談判定課相談係	613-5401
専門的相談関係			

（相談判定課 FAX 011-613-4892 医務課 FAX 011-613-4891）